

Q 会社の合併、営業譲渡、会社分割後の場合、年休はどうなりますか。

A 年休の付与は、同一使用者の下で継続勤務していることが前提で、企業が異なれば新たな企業に採用になった日から継続勤務が起算されることとなります。

会社合併の場合は、合併後の会社と合併前の会社は同一性を有しなくなり、使用者も交替することになりますが、会社の合併では、債権債務の包括継承がなされますので、合併前の会社と労働者の労働契約も合併後の会社に当然継承されます。

したがって、年休の継続勤務の判断に当たっては、譲渡の前後で継続勤務年数が通算されることとなります。

営業譲渡の場合は、当然には債権債務が継承されないことから、労働契約が営業譲渡に伴い承継された場合には勤続年数は通算されることとなります。

会社分割の場合は、一般的に労働契約が承継されますので勤続年数は通算されることとなります。